

学教 第 1965 号
令和 7 年 12 月 1 日

学校長
校長代理

学校支援・地域連携課長

PTA運営の留意点について(通知)

日頃よりPTAと連携した教育活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、PTAは、社会教育法に定める社会教育関係団体(公の支配に属しない団体)であり、保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を支え合うことを目的に、その趣旨に賛同する保護者と教職員によって運営される任意の団体です。そのため、PTAの入会にあたっては、本人への意思確認が必要となり、強制されるものではありません。

昨今、保護者の就業状況やライフスタイルの変化によりPTAに関する様々な意見が当課にも数多く寄せられており、学校に相談しながら対応をしています。このような状況を踏まえ誰もが参加しやすい持続可能なPTA活動を実現するために、加入方法や活動内容が世の中の動向等を踏まえたものとなっているか十分に検討し、場合によっては見直していくことが求められています。

つきましては、学校がPTAと連携して教育活動を進めていくために、特に別紙1にある5点について、PTA役員の方々とも確認・共有いただくとともに、PTAへの加入方法や活動内容について再確認をし、保護者の御理解・御協力を得て活動を行ってくださいますようお願いいたします。

担当:教育委員会事務局学校支援・地域連携課
地 域 連 携 係 P T A 担 当
T E L:
E-mail: